

収入印紙

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理委託契約書は、第2号文書（請負に関する契約書）に該当します。

税額等についての詳しいご質問は、お近くの税務署又は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご参照の上、お問い合わせください。

第2号文書(請負に関する契約書)

取引額（処理料金）	印紙税額
1万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円
1000万円以下	10,000円
5000万円以下	20,000円
1億円以下	60,000円
5億円以下	100,000円
10億円以下	200,000円
50億円以下	400,000円
50億円超	600,000円
10億円を超え50億円以下	40万円
50億円を超えるもの	60万円
契約金額の記載のないもの	200円